

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第10回）	資料
令和4年7月21日	

介護分野の文書に係る負担軽減について

令和4年7月21日

厚生労働省 老健局

本日のテーマ

- 中間取りまとめを踏まえた取組の進捗について
- 規制改革実施計画について
- 今後の専門委員会における議論の進め方について

- 中間取りまとめを踏まえた取組の進捗について

介護分野における生産性向上の取組

第6期介護保険事業計画		第7期介護保険事業計画			第8期介護保険事業計画			第9期
平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度… (2024年度…)
平成28年度時点の文書量の把握(推計)					文書量の調査（平成28年度との比較調査） ■行政に提出する文書 ○更なる簡素化・標準化及びウェブ入力・電子申請化による文書量の削減効果を調査・推計 ■事業所におけるケア記録・ケアプラン等の文書 ○利用者の同意取得方法（押印）の見直しや紙から電磁的記録による保存への移行等による文書量の変化を調査・推計			
		推計			ウェブ入力・電子申請 令和3年度中に介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを実現	ウェブ入力・電子申請 令和4年度 運用開始予定		○行政が求める帳票等の文書量の半減（2020年代初頭までに） ○介護現場の負担軽減を促進
				行政に提出する文書の削減 ○指定申請項目を削減する省令改正 ○文書負担軽減専門委員会を設置（R1.8） ○簡素化、標準化、ICT等の活用について検討し、対応方針を自治体へ周知				
				事業所のケア記録・ケアプラン等の文書の削減 ○利用者の同意取得方法（押印）や電磁的記録による保存等の見直し（省令改正）R3.4.1～ ケアプランデータ連携システム構築事業（対面を伴わないデータ連携の実現） ・標準仕様作成⇒・実証検証⇒・システム構築⇒・利活用の推進				
				ICT導入支援事業による介護ソフト等の購入費用の補助 （地域医療総合確保基金） 補助上限額の増額 一定の要件を満たす場合に補助割合3/4下限に増				
				ICT導入の促進 ICT導入の手引き策定	事業所のICT化の実態把握 （R1年度） ●介護報酬請求（84.3%） ●アセスメント表作成（57%） ●サービス内容の記録（56%） ●ソフト表作成（9.2%） ●転記不要（57.8%）	ICT導入の手引き改訂 報酬請求以外の機能の活用促進	好事例の横展開	
				介護ロボット導入の促進 導入支援事業による介護ロボットの購入費用の補助（地域医療総合確保基金）	介護報酬での評価 ○夜勤職員配置加算におけるテクノロジー要件の導入	報酬上評価の見直し ○夜勤職員配置加算におけるテクノロジー要件の緩和 ○テクノロジー活用時の夜間人員配置基準の緩和		

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会について

○ 設置の趣旨

介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行う。

○ 検討事項

▶ 介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策を検討。

【検討対象とする主な分野】 注) 介護報酬の要件等に関連する事項については、介護給付費分科会にて検討。

- ① 指定申請関連文書 (人員・設備基準に該当することを確認する文書等)
- ② 報酬請求関連文書 (加算取得の要件に該当することを確認する文書等)
- ③ 指導監査関連文書 (指導監査にあたり提出を求められる文書等)

▶ 中間取りまとめ（令和元年12月4日）で示された3つの視点にたち、明確な検討スケジュールを定め具体的な取組方策を検討。

【3つの視点】

- I 簡素化 (様式・添付書類や手続きの見直し)
- II 標準化 (自治体ごとのローカルルールを解消)
- III ICT等の活用 (ウェブ入力・電子申請)

【検討スケジュール】

- 令和元年度内目途の取組 (押印や窓口負担の最小化 等)
- 1～2年以内の取組 (変更・更新時の負担軽減 等)
- 3年以内の取組 (ウェブ入力・電子申請 等)

○ 委員名簿 (敬称略、五十音順) (令和4年7月21日現在)

- | | |
|---------|----------------------------------|
| ○ 井口 経明 | 東北福祉大学客員教授 |
| 岩澤 由子 | 公益社団法人日本看護協会医療政策部長 |
| 江澤 和彦 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 遠藤 健 | 一般社団法人全国介護付きホーム協会顧問 |
| 大串 清文 | 奥多摩町福祉保健課長 |
| 小椋 瑞穂 | 豊島区保健福祉部介護保険課長 |
| 木下 亜希子 | 公益社団法人全国老人保健施設協会研修推進委員 |
| 清原 慶子 | 杏林大学客員教授／ルーテル学院大学客員教授 |
| 陶山 茂 | 秦野市福祉部参事(兼)高齢介護課長 |
| ◎ 野口 晴子 | 早稲田大学政治経済学術院教授 |
| 橋本 康子 | 一般社団法人日本慢性期医療協会会長 |
| 濱田 和則 | 一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長 |
| 榎田 和平 | 公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護保険事業等経営委員会委員長 |
| 諸星 仁志 | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 |
| 山際 淳 | 民間介護事業推進委員会代表委員 |

◎: 委員長
○: 委員長代理

○ 開催履歴

令和元年8月7日(水)	第1回委員会
8月28日(水)	第2回委員会 事業者団体からのヒアリング他
9月18日(水)	第3回委員会 論点整理 他
10月16日(水)	第4回委員会 負担軽減策についての議論他
11月27日(水)	第5回委員会 中間取りまとめ(案) 他
12月4日(水)	中間取りまとめの公表
12月5日(木)	介護保険部会への報告
令和2年3月30日(月)	第6回委員会 取組の進捗、今後の進め方他
11月13日(金)	第7回委員会 負担軽減策についての議論他
令和3年3月17日(水)	第8回委員会 負担軽減策についての議論他
令和4年1月20日(木)	第9回委員会 負担軽減策についての議論他
7月21日(木)	第10回委員会 負担軽減策についての議論他

介護分野の文書に係る主な負担軽減策

簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。
(並行して検討することが有益な項目は柔軟に取り扱う。)

	指定申請	報酬請求	実地指導等
簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出時のルールによる手間の簡素化 ・押印、原本証明、提出方法（持参・郵送等） ● 様式、添付書類そのものの簡素化 ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平面図、設備、備品等 ● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化 ● 変更届の頻度等の取扱い ● 更新申請時に求める文書の簡素化 ● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 ・複数種類の文書作成（例：介護サービスと予防サービス） ・複数窓口への申請（例：介護サービスと総合事業） ・手続時期にずれがあることへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導に際し提出する文書の簡素化 ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出 ● 実地指導等の時期の取扱い
	<ul style="list-style-type: none"> ● 処遇改善加算/ 特定処遇改善加算 		
標準化	<ul style="list-style-type: none"> ● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化（※） ● 様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等） ● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化 	
ICT等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請様式のHPにおけるダウンロード ● ウェブ入力・電子申請 ● データの共有化・文書保管の電子化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導のペーパーレス化 ・画面上での文書確認 	

<凡例>

R元年度の取組

1～2年以内の取組
(R2年～R3年度)

3年以内の取組
(R4年度まで)

《取組を徹底するための方策》

- 各取組の周知徹底（特に小規模事業者）
- 国・都道府県から市区町村への支援
- 事業所におけるICT化の推進
- 自治体における取組推進のための仕組みの検討 他

令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標

- 令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標における文書量削減の項目を、「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間取りまとめを踏まえた対応について（その2）（老発0330第1号令和3年3月30日）」において示した文書負担軽減の取組項目を踏まえて修正

（令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標抜粋（都道府県・市町村共通））

	項目	ポイント
ア	押印の見直しによる簡素化	指定申請書等への押印は不要とする。
イ	提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化	（1）新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、すでに複数事業所を運営している事業者の場合については更なる対面を必須としない等、場合分けを行った上で対応する。 （2）更新申請・変更届については、原則、郵送・電子メール等による提出とする。 （3）ただし、いずれの場合も、持参を希望する事業者については、持参できることとする。 ※(1)～(3)全て実施で評価
ウ	人員配置に関する添付資料の簡素化	添付資料は人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとする。自治体において代替の確認方法がある場合には、資格証の写しの提出も求めないこととする。
エ	施設・設備・備品等の写真の簡素化	写真の提出を求める場合は、自治体が指定にあたって現地を訪問できない場合に限り提出を求めることとする。
オ	運営規程等への職員の員数の記載方法の簡素化	○運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」の記載について、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することを認める。 ○実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業員の員数」に変更があったとするのは、1年のうち一定の時期を比較して変更している場合とし、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りるものとする。
カ	変更届の標準添付書類の対応	変更届の標準添付書類に沿った対応としている。
キ	更新申請における提出書類の簡素化	介護保険法施行規則において、介護サービス事業者が更新申請にあたり提出が必要な事項のうち、既に指定権者に提出して変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。
ク	併設事業所の申請における提出書類の簡素化	（1）介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合の取扱いについて 介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合、既に指定権者に提出している事項について変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。 （2）指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用について 同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することを可としている。
ケ	実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化	（1）基本項目 ①「標準確認項目」及び「標準確認文書」に基づき実施し、所要時間の短縮を行う。②実施通知は、1か月前までに発出し、実地指導当日の概ねの流れをあらかじめ示す。③確認する文書は、実施指導の前年度から直近の実績に係る書類とする。④利用者へのケアの質の確認のための記録等を確認する場合は、3名以内とする。（居宅介護支援事業所の場合は、介護支援専門員1人あたり1名～2名とする）⑤同一所在地等の事業所に対する実地指導及び老人福祉法等の関連する法律に基づく指導・監査の同時実施を行う。 （2）個別項目1 事業所に対し資料（文書等）の提出を求める際、重複した資料の提出を求めない。 （3）個別項目2 既提出文書につき、再提出を不要とする。 （4）個別項目3 ICTで書類を管理している事業所においては、PC画面上で書類を確認する。
コ	指定申請書等の様式例の活用やホームページにおけるダウンロード等	○指定申請（新規・変更・更新）については、原則、以下の厚生労働省ホームページに掲載している様式例及び参考様式を活用し、原則としてExcelファイルの形式にて、外部から分かりやすい形でホームページに申請様式を掲載している。（「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を含む） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html （11. 指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について） ○「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」は、必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能としている。

令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標の結果

○ 令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標の評価結果は以下のとおり。（令和3年度（予定）までの取組が対象）

都道府県分：Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
（7）介護人材の確保・生産性向上に係る支援⑧

市町村分：Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進（2）介護人材の確保⑤

	項目	都道府県 (n=47)		政令指定都市・ 中核市 (n=82)		全市町村 (n=1741)		
		実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率	
ア	押印の見直しによる簡素化	45	95.7%	77	93.9%	1,469	84.4%	
イ	提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化	40	85.1%	52	63.4%	1,184	68.0%	
ウ	人員配置に関する添付資料の簡素化	30	63.8%	57	69.5%	1,216	69.8%	
エ	施設・設備・備品等の写真の簡素化	35	74.5%	38	46.3%	1,025	58.9%	
オ	運営規程等への職員の員数の記載方法の簡素化	「○人以上」と記載することを認める	47	100.0%	82	100.0%	1,404	80.6%
		実人数を記載する場合、届出は年1回	36	76.6%	64	78.0%	1,158	66.5%
カ	変更届の標準添付書類の対応	37	78.7%	62	75.6%	1,405	80.7%	
キ	更新申請における提出書類の簡素化	31	66.0%	55	67.1%	1,150	66.1%	
ク	併設事業所の申請における提出書類の簡素化	介護・介護予防の指定を受ける場合の取扱い	34	72.3%	58	70.7%	1,150	66.1%
		指定の有効期間の弾力的な運用について	36	76.6%	59	72.0%	944	54.2%
ケ	実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化	基本項目	30	63.8%	62	75.6%	982	56.4%
		重複した資料の提出を求めない	42	89.4%	73	89.0%	1,363	78.3%
		既提出文書につき、再提出を不要とする	41	87.2%	59	72.0%	1,235	70.9%
		PC画面上で書類を確認する	43	91.5%	75	91.5%	1,131	65.0%
コ	指定申請書等の様式例の活用やホームページにおけるダウンロード等	HPへの掲載（原則、Excelファイル形式）	42	89.4%	68	82.9%	1,155	66.3%
		勤務表：各事業所のシフト表等で可とする。	44	93.6%	79	96.3%	1,385	79.6%
	合計	-	81.5%	-	77.7%	-	69.5%	

1. 様式例の整備(加算の添付書類等)

論点

- 第6回専門委員会において、「各種加算の要件を確認する文書について添付すべき書類が定められていないために差異が生じている場合があるといった指摘がある。今後、作成すべき様式例の範囲及び優先順位を検討し、必要な対応を行う。」としていることについて、どのような対応が考えられるか。

対応案

【標準化】

- ① 国が添付書類としての届出書を規定していないが、自治体が独自に要件を確認するための届出書等を作成している一部の加算について、様式例を作成することとしてはどうか。(例) 中重度者ケア体制加算、認知症専門ケア加算 等あわせて、第8回専門委員会でご要望があった介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の変更届の様式例も作成してはどうか。
- ② 人員配置要件がある加算の「(別紙7) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の取扱い
 - 厚生労働省の通知において、「各事業所・施設において使用している勤務割表(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない」としているところであるが、この取扱いを徹底するよう、改めて周知することとしてはどうか。
 - 「前年度または前3か月の介護福祉士の割合」のように、一定期間における特定の資格等を持つ者の割合が要件となっている加算については、各事業所・施設において使用している独自の勤務割表を提出する場合の補足資料として、割合の計算根拠を示す参考様式を別途作成することとしてはどうか。(自治体を示す「(別紙7) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出する場合は、割合の計算根拠を示す参考様式の添付は要しない。)

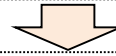
【簡素化】

- ③ 加算等の要件を満たすことを示す届出書で「各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)資料も提出してください。」としているものについては、処遇改善加算の対応を参考に、「要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。」とする対応案について
 - 事業所が誤った解釈により届出を行い、後に過誤調整が多発することを懸念する意見がある。
今後、加算の届出時の不備の発生状況等の実態を把握し、不備の多い加算の種類・要件や不備の内容を明らかにした上で、不備が少ない加算については添付書類の簡素化を進めること等を検討してはどうか。
 - なお、過去の介護給付費分科会でも「加算が複雑で事務処理も煩雑なため、人材不足や事業の効率化の視点からも見直しを図るべき」といったご意見があったことも踏まえ、加算ごとの必要性や、加算の要件が適切かどうかについて、文書負担軽減の観点からも検討が必要ではないか。

2. 様式例の整備(総合事業)

第8回専門委員会において、

- 総合事業の様式例の整備について、市町村の実態（調査結果）を踏まえ、国より、従前相当サービス及びサービスAに関して、「指定」・「更新」・「休止」・「廃止」・「変更」に係る様式例を、国の介護給付の指定申請様式例を参考に作成し提示する。との対応案が示された。



- 国の介護給付の指定申請様式例を参考に作成
(様式例作成のサービスの種類)

介護予防訪問介護相当サービス、緩和した基準による訪問型サービス（サービスA）

介護予防通所介護相当サービス、緩和した基準による通所型サービス（サービスA）

- (作成する様式例の種類)

- ・ 申請書・届出書 指定申請書（付表を含む）、指定更新申請書、廃止・休止届出書、変更届出書 等
- ・ 添付書類 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、平面図、設備等一覧表 等

《申請書》

《付表》

《添付書類》



- 加算の届出

体制等状況一覧表等の様式例、及び加算の届出の添付書類については、介護給付と同様の取扱いを予定

- ICTの活用

- ・ 申請様式のHPにおけるダウンロード
- ・ ウェブ入力・電子申請については、介護給付と同様、既存の「介護サービス情報公表システム」を活用したシステム改修を令和4年度に予定

様式例の整備（加算の届出・総合事業）

- これまでの専門委員会において、議論を行ってきた加算の届出と総合事業に係る様式例を新設。

加算の届出

- 以下の加算について、届出書の様式例を作成し、通知を発売。※介護予防も対象であるものには★を付記
第9回「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」（1月20日）における「加算の届出書等の様式例の整備」の議論を踏まえ、自治体が独自様式を作成していることが多く、必要度が高いと思われる加算（下記12種類の加算）について様式例を新設。（令和4年3月17日）

認知症専門ケア加算	訪問介護	生活相談員配置等加算	通所介護
	訪問入浴介護 ★		地域密着型通所介護
	夜間対応型訪問介護		短期入所生活介護 ★
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	中重度者ケア体制加算	通所介護
	短期入所生活介護 ★		通所リハビリテーション
	短期入所療養介護 ★		地域密着型通所介護
	特定施設入居者生活介護 ★	24時間通報対応加算	夜間対応型訪問介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護	看取り連携体制加算	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護 ★	訪問体制強化加算	小規模多機能型居宅介護
	介護老人福祉施設		複合型サービス（看多機）
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	総合マネジメント体制強化加算	小規模多機能型居宅介護 ★
	介護老人保健施設		複合型サービス（看多機）
介護療養型医療施設		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
介護医療院	看取り介護加算	認知症対応型共同生活介護	
認知症加算	通所介護	夜間支援体制加算	認知症対応型共同生活介護 ★
	地域密着型通所介護	医療連携体制加算	認知症対応型共同生活介護
		医療連携強化加算	短期入所生活介護

総合事業

- 介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例を作成通知を発売社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において「総合事業は様式例が存在しない状況であり、国が様式例を示すべき」との指摘を受け、当局において検討した結果、一部様式をお示しすることとした。（令和4年3月28日）

《申請書》 + **《付表》** + **《添付書類》**

The diagram illustrates the required documents for integrated care services. It consists of three main components:

- 《申請書》 (Application Form):** A form for submitting the application, including fields for facility name, address, and contact information.
- 《付表》 (Attachment):** A form for providing detailed information about the services, including a list of services and their details.
- 《添付書類》 (Additional Documents):** A collection of supporting documents, including a site plan, floor plan, and other relevant information.

論点⑤ 実地指導等の時期の取扱い

論点⑤

第7回専門委員会において、

- 実地指導の頻度については多くした方が適正運営につながるとの意見と、過去の実績に応じて実地指導の間隔を延ばすことも可能との意見と、両方の意見がある。また、併設事業所について実地指導を同一日にして欲しいとの要望がある。
- 加えて、老人福祉施設監査が毎年1回の実施としているが社会福祉法人監査が法人等の運営に大きな問題がないことを前提に3年に1回としていること、また、介護保険事業計画が1期3年であり、これに併せて制度改正や報酬改定が行われていることなどを踏まえ、適切な事業所運営を担保することを前提に実地指導等の実施頻度について見直すこととしてはどうか。としていることについて、どのような対応が考えられるか。

検討の方向

第7回専門委員会にて整理

- 介護保険施設等実地指導マニュアルの在り方に関する調査研究において、介護保険施設等の実地指導の実施方法について、効率的な実施の観点から見直しを検討し、併せて、実地指導等の頻度について検討する。

対応（案）

- 介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針を踏まえた、実地指導マニュアルの改訂を行い、更なる標準化・効率化に資する取り組みを推進するとともに、指導形態を見直し、事業所の運営状況により実施頻度についてメリハリをつける。
- 老人福祉施設の監査の頻度（毎年1回）については、社会福祉法人監査の頻度と整合性を図り、適正な施設運営が確保されている場合には、原則として3年に1回とする。

実地指導等の時期の取扱い

- 老人福祉施設の監査及び介護保険施設等の実地指導の時期、指導内容の明確化等に関する通知を发出（「介護保険施設等の指導監督について」令和4年3月31日老発0331第6号、「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」令和4年3月31日老発0331第7号）

■ 介護保険施設等に対する実地指導の実施方法等について、以下の点に留意し関係通知の改正を行った。
(令和4年3月通知済)

- 現行の実地指導の名称を「運営指導」とし、その指導内容を次の①～③のとおり明確化した。
①介護サービスの実施状況指導 ②最低基準等運営体制指導 ③報酬請求指導
なお、①及び②の指導については、標準的な確認すべき項目及び文書により行うものとし、②及び③の指導における施設・設備や利用者等の状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分配慮し、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン会議システム等を活用することが可能である旨を明記し、メリハリをつけた運営指導の実施を可能とした。
- その上で、運営指導の実施頻度については、原則、指定等の有効期間（6年）内に少なくとも1回以上とし、施設サービス・居住系サービスについては、現行での実施状況等を踏まえ3年に1回以上の頻度で実施することが望ましいこととした。
- 運営指導の標準化・効率化を推進する観点から、留意点として、以下について明記した。
 - i) 標準的な確認すべき項目・文書による実施
 - ii) 同一所在地や関連する法律に基づく指導・監査の同時実施
 - iii) 確認する書類等の期間の限定
 - iv) 電磁的記録により管理されている書類等のディスプレイ上での内容確認
 - v) 事務受託法人の活用

- 規制改革実施計画について

5. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

（5）利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

No.19 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

【a,b,e,f：令和4年度措置、c：（前段）令和7年度措置、（後段）：令和4年度上期措置、d：令和7年度措置】

a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

- c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。

- 今後の専門委員会における議論の進め方について

今後の検討スケジュール（案）

7月21日（木） 第10回委員会（本日）

8月24日（水） 第11回委員会

・事業者団体からのヒアリング、他

9月29日（木） 第12回委員会

・負担軽減策についての議論、他

（第13回以降については、別途調整）

とりまとめ ⇒ 介護保険部会等への報告

（とりまとめ後も適宜の開催を想定）

国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口（案）

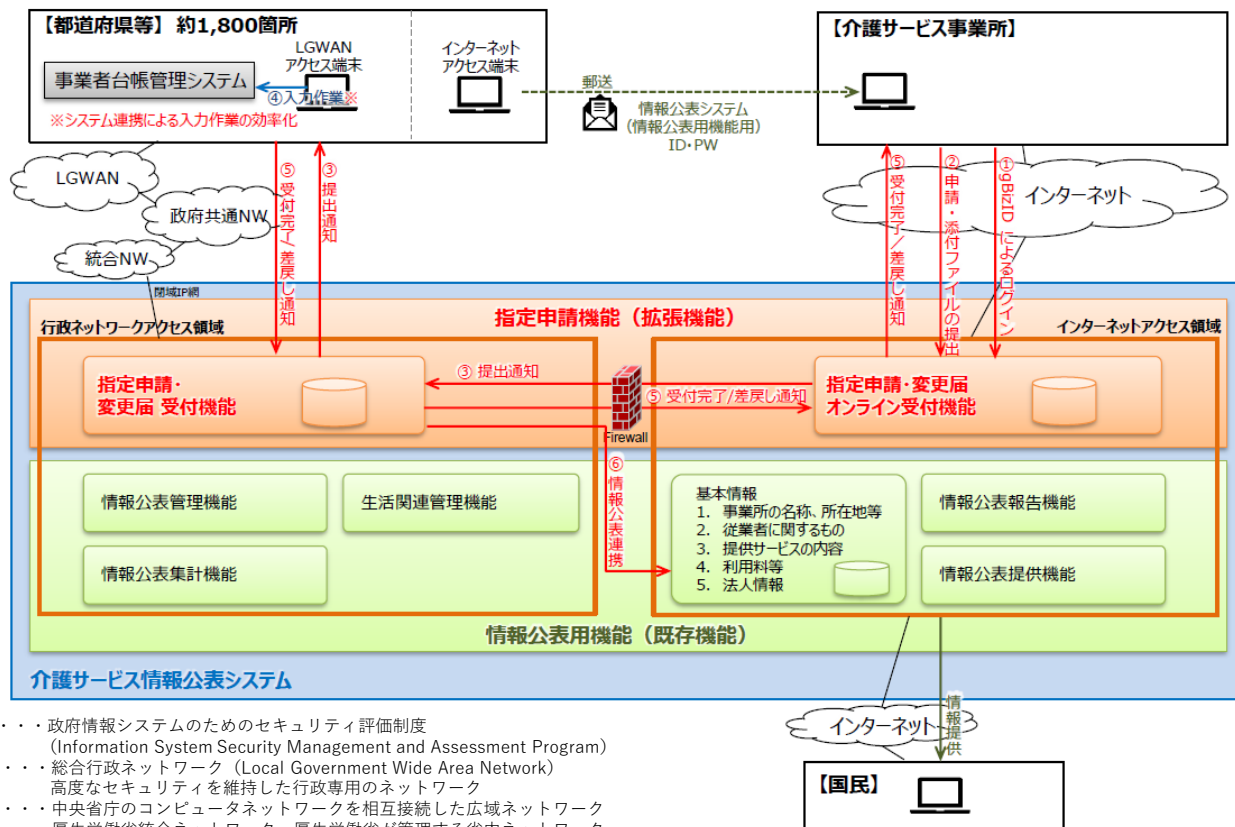
- 介護分野の行政手続に関する簡素化、利便性向上に係る要望を随時に提出できる受付フォームを設置し、要望の内容に応じて、専門委員会で改善等の対応に対する検討を行ってはどうか。合わせて地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム	
都道府県名 [必須]	<input type="text" value="▼"/>
事業者名 [必須]	<input type="text"/>
電話番号(直通) [必須]	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>
担当者名 [必須]	<input type="text"/>
メールアドレス [必須]	<input type="text"/>
要望の対象を選択して下さい [必須]	<input type="radio"/> 国 <input type="radio"/> 地方公共団体
要望の分類を選択して下さい [必須]	<input type="checkbox"/> 様式・添付書類に関連する要望 <input type="checkbox"/> 提出方法に関連する要望 <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/> <input type="checkbox"/> システムに関連する要望 <input type="checkbox"/> 法令・条例に関連する要望
要望の詳細をご記載ください。 [必須]	<input type="text"/>

確認

オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システムの改修事業（令和3年度）

- ・ 介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるための介護サービス情報公表システムの改修を行う。
- ・ なお、ISMAP登録クラウドサービスの利用、障害等に備えたシステムの冗長化等を行い、システムのセキュリティ・信頼性の向上を図る。



電子申請・届出システムの導入スケジュール案

- 介護サービス情報公表システムの改修により、介護事業所の指定申請等についてウェブ入力・電子申請を可能とするスケジュール案は以下の通り。
- 参加自治体を募集し、利用開始にあたっての自治体内での運用準備・調整を経て、**第1期の自治体では令和4年度下期頃からの運用開始を想定**。その後、段階的に参加自治体を拡大していく。

	R3年度	R4年度					R5年度		
	2月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
第1期	参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整		運用開始					
第2期			参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整		運用開始			
⋮				⋮					

電子申請届出システムの利用開始に向けた進め方（案）

分類	大項目	小項目	2022年度									2023年度											
			6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
							※準備完了後、順次利用開始																
1. 業務的観点でのスケジュール	①利用開始時期の意向確認		■								■												
	②自治体との打合せ（オンラインを想定）		■ 適時実施																				
	③標準様式例の改訂・通知			■																			
	④第一期参加の利用者への周知	厚労省→都道府県・市区町村			■																		
		都道府県・市区町村→事業所				■																	
	⑤【都道府県・市区町村】対応事項・課題の整理・検討			■ 第一期分						■ 第二期分						■ 第三期分							
	※老健事業による支援（三菱総合研究所）	自治体向け手引き骨子、付属資料作成			■																		
		伴走支援（ヒアリング調査）		■																			
事業所向け案内文案作成				■																			
自治体向け手引き作成											■												
⑥都道府県・市区町村への操作方法の説明等								■															
2. システム的観点でのスケジュール	①操作説明書・導入手順書作成							■															
	②I F項目定義（居宅・施設、地域密着）の発出※			■																			
	③インターフェースの外部テスト							■															
	④自治体カスタマイズ機能説明書作成			■																			
	⑤【都道府県・市区町村】カスタマイズに必要な情報の提出						■							■							■		

※本システムと自治体の事業所台帳管理システムとのデータ連携のために、連携項目やデータ形式等を規定したもの。これをもとに、自治体が事業所台帳管理システムの改修を行う。

自治体の利用開始時期の意向（2022年7月1日時点）

開始時期	都道府県			指定都市			特別区			中核市		
	総数	回答数	割合※1	総数	回答数	割合※1	総数	回答数	割合※1	総数	回答数	割合※1
第一期（令和4年度下半期）	47	2	4%	20	4	20%	23	1	4%	62	2	3%
第二期（令和5年度上半期）		4	9%		1	5%		1	4%		6	10%
第三期（令和5年度下半期）		8	17%		2	10%		4	17%		5	8%
第四期（令和6年度上半期）		11	23%		4	20%		1	4%		3	5%
第五期（令和6年度下半期）		9	19%		4	20%		6	26%		14	23%
その他		13	28%		3	15%		7	30%		13	21%
回答数合計		47	100%		18	90%		20	87%		43	69%

開始時期	市			町村			広域連合	累計※2		
	総数	回答数	割合※1	総数	回答数	割合※1	回答数	総数	回答数	割合※1
第一期（令和4年度下半期）	710	16	2%	932	8	1%		1,794	33	2%
第二期（令和5年度上半期）		35	5%		12	1%			59	3%
第三期（令和5年度下半期）		55	8%		36	4%	4		110	6%
第四期（令和6年度上半期）		49	7%		51	5%	1		119	7%
第五期（令和6年度下半期）		131	18%		159	17%	10		323	18%
その他		116	16%		92	10%	9		244	14%
回答数合計		402	57%		358	38%	24		888	49%

※1 割合は総数に占める割合

※2 広域連合を除いた累計

事業内容(伴走支援)のご紹介

- 本事業では、令和4年度下期頃からの運用開始に参画する第1期自治体およびその自治体の事業所等、また第2期以降に参画する自治体に対するヒアリング調査(伴走支援)を行います。
- ヒアリング調査(伴走支援)では、電子申請届出システム利用のために必要な自治体の運用見直しのための調整や、電子申請利用のための初期設定等について、事務局よりご支援させていただきます。
- また、ヒアリング調査にて把握されたオンラインによる指定申請機能の利用のために必要な準備内容や方法に関する情報については、今後、導入する自治体のための「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き」(以下、手引き)として取りまとめ、公表する予定です。

自治体向け手引きの構成(案)

手引き骨子および一部付属資料については、令和4年9月頃のご提供を予定しています。

手引き本文

- 電子申請届出システムのご利用の前に、自治体の状況に応じて準備いただくこと、その準備の流れ・方法等についてご紹介します。
 - 電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し
 - 標準様式例の改定、必要添付書類の見直し
 - 手数料徴収方法の見直し
 - 自治体内の業務運用手順等の見直し
 - 介護サービス施設:事業所への周知 など

付属資料

- 電子申請届出システムのご利用準備に役立つ各種ツール、参考資料等をご提供します。
 - ① **チェックリスト**:自治体の現状に応じた準備が必要な事項の確認
 - ② **WBS**:上記、チェックリストで確認した必要な事項の進捗管理用ツール
 - ③ 電子申請届出システムの利用後の**運用フロー図(ひな型)**
 - ④ **管内事業所・施設向けの案内文(案)** など

※令和4年度末までに「事業所・施設向け手引き」を取りまとめるとともに、本システムの運用開始前に事業所・施設向けの操作手順書が別途、公開される予定です。

電子申請届出システム利用開始を踏まえた様式例の改訂（案）

- 指定申請については、令和3年度にお示しした指定申請の標準様式例をもとに「電子申請届出システム」を構築し、現在、今年度下半期の利用開始に向けて、自治体との調整を行っている。

- 電子申請届出システムでの動作や入力内容、インターフェイス等を踏まえ、指定申請等に係る標準様式例を改訂予定。今後、様式例改訂の局長通知を発出する予定。（次項参照）
- 自治体の更なる負担軽減を図るため、本システムと事業所台帳管理システム間でやり取りするデータに関するインターフェイス項目定義を追って発出予定。※

※本システムと自治体の事業所台帳管理システムとのデータ連携のために、連携項目やデータ形式等を規定したもの。これをもとに、自治体が事業所台帳管理システムの改修を行う。

電子申請届出システム利用開始を踏まえた様式例の改訂（案）一覧（詳細は別紙の通り）

No.	分類	様式番号	様式・付表名
1	居宅施設	第1号様式	指定(許可)申請書
2		第2号様式	指定を不要とする旨の届出書
3		第3号様式	変更届出書
4		第3号の2様式	再開届出書
5		第4号様式	廃止・休止届出書
6		第5号様式	指定辞退届出書
7		第6号様式	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書
8		第7号様式	介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書
9		第8号様式	介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請書
10		第9号様式	指定介護療養型医療施設指定変更申請書
11		第10号様式	指定(許可)更新申請書
12		付表1	訪問介護事業所の指定に係る記載事項
13		付表2	訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定に係る記載事項
14		付表3	訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定に係る記載事項
15		付表4	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項
16		付表5	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定に係る記載事項
17		付表6	通所介護事業所の指定に係る記載事項
18		付表7	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項
19		付表8-1	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(単独型)
20		付表8-2	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型)
21		付表8-3	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)
22		付表9	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項
23		付表10	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項
24		付表11	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定に係る記載事項
25		付表12	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定に係る記載事項
26		付表13	介護老人福祉施設の指定に係る記載事項
27		付表14	介護老人保健施設の許可に係る記載事項
28		付表15	介護医療院の許可に係る記載事項

電子申請届出システム利用開始を踏まえた様式例の改訂（案）一覧（詳細は別紙の通り）

No.	分類	様式番号	様式・付表名
29	地域密着型	第1号様式	指定申請書
30		第2号様式	変更届出書
31		第2号の2様式	再開届出書
32		第3号様式	廃止・休止届出書
33		第4号様式	指定辞退届出書
34		第5号様式	指定更新申請書
35		付表1	夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項
36		付表2-1	認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項(単独型・併設型)
37		付表2-2	認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項 (共用型)
38		付表3	小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項
39		付表4	認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項
40		付表5	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項
41		付表6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項
42		付表7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項
43		付表8	複合型サービス事業所の指定に係る記載事項
44		付表9	地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項
45		付表10	指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項
46	付表11	指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項	
47	基準該当	第1号様式	登録申請書
48		第2号様式	変更届出書
49		第3号様式	再開届出書
50		第4号様式	廃止・休止届出書
51		第5号様式	登録更新申請書
52		居宅施設_付表1	訪問介護事業所の指定に係る記載事項
53		居宅施設_付表2	訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定に係る記載事項
54		居宅施設_付表6	通所介護事業所の指定に係る記載事項
55		居宅施設_付表8-1	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(単独型)
56		居宅施設_付表8-2	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型)
57		居宅施設_付表8-3	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)
58		居宅施設_付表11	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定に係る記載事項
59		地域密着型_付表10	指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項
60		地域密着型_付表11	指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項